

官報 号外

昭和四十五年十二月十七日

○第六十四回 参議院會議録第六号

昭和四十五年十二月十七日(木曜日)

午後五時五十分開議

○議事日程 第六号

昭和四十五年十二月十七日

午後一時開議

- 第一 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴訟委員の辞任の件
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴訟委員、檢察官資格審査委員会、同予備委員、国土総合開発審議会委員、中国地方開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員、豪雪地帯対策審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、台風常襲地帯対策審議会委員、首都圏整備審議会委員、北海道開発審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選挙
- 一、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号

議長の報告

議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 野坂 参三君
- 外務委員 岩間 正男君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 内閣委員 岩間 正男君
- 外務委員 野坂 参三君
- 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し

- 公害対策特別委員 加藤シヅエ君
- 同 龜田 得治君
- 物価等対策特別委員 竹田 四郎君
- 沖繩及び北方問題 小林 武君
- に関する特別委員
- 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
- 公害対策特別委員 竹田 四郎君
- 同 杉原 一雄君
- 物価等対策特別委員 加藤シヅエ君
- 沖繩及び北方問題 喜屋武眞榮君
- に関する特別委員
- 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
- 一般職の職員給与法等の一部を改正する法律案
- 正する法律案
- 特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案
- 内閣委員会に付託
- 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案
- 道路交通法の一部を改正する法律案
- 地方行政委員会に付託
- 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案
- 法務委員会に付託
- 廃棄物処理法案
- 自然公園法の一部を改正する法律案
- 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
- 社会労働委員会に付託
- 農業取締法の一部を改正する法律案
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案
- 農林水産委員会に付託

- 水質汚濁防止法案 商工委員会に付託
- 海洋汚染防止法案 運輸委員会に付託
- 下水道法の一部を改正する法律案 建設委員会に付託
- 公害対策基本法の一部を改正する法律案
- 騒音規制法の一部を改正する法律案
- 公害防止事業費事業者負担法案
- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案
- 公害対策特別委員会に付託
- 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
- 公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出)
- 地方行政委員会に付託
- 事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出)
- 法務委員会に付託
- 同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を公害対策特別委員会に付託した。
- 環境保全基本法案(細谷治嘉君外七名提出)
- 同日本院は、裁判官訴訟委員北村暢君及び同竹田四郎君の辞任を許可しその補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴訟委員委員長及び衆議院事務総長に通知した。

記

- 小林 武君
- 上田 哲君
- 同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員迫水久常君及び同寺尾豊君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

- 参議院議員 平井 太郎君
- 同 田中 茂穂君

予算委員 萩原幽香子君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 船田 讓君
地方行政委員 佐藤 隆君
大蔵委員 津島 文治君
同 矢野 登君
同 鬼丸 勝之君
同 小林 国司君
同 任田 新治君
同 木村 睦男君
同 山田 徹一君
同 塩出 啓典君
同 片山 武夫君

運輸委員 山田 徹一君
通信委員 塩出 啓典君
建設委員 片山 武夫君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公害対策特別委員 青木 一男君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公害対策特別委員 玉置 猛夫君
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に關する法律案
地方行政委員会に付託
裁判官の報酬等に關する法律等の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に關する法律等の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法改正に關する特別委員会に付託
同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを商工委員会に付託した。

衆議院継続審査
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを公職選挙法改正に關する特別委員会に付託した。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を公職選挙法改正に關する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案
同日内閣から、左記の者から国土総合開発審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から中国地方開発審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から北陸地方開発審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から台風常襲地帯対策審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から首都圏整備審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から北海道開発審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日新造船株式会社委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から台風常襲地帯対策審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から首都圏整備審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から北海道開発審議会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日新造船株式会社委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者から日本ユニスコ国内委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 議長の報告 會議 裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴訟委員辞任の件

案 災害対策特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

同日議長は、左の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

- 一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査
- 一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。
- 一、方法 関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行なう。
- 一、期間 今期国会開会中

右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和四十五年十二月十五日

予算委員長 堀本 宜実
参議院議長 重宗 雄三殿

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求

書を受領した。

記

(十月十七日任期満了による再任)

大場 茂行

(同日任期満了の戸塚九一郎の後任)

田上 稔治

同日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会及び

同予備委員を左記の通り指名した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理委員会

大浜 英子君

近藤 英明君

岡崎 三郎君

石田 次男君

渡辺年之助君

小島 憲君

近藤 操君

堀米 正道君

小沢 省吾君

山崎 礼二君

昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許

可した。

内閣委員

津島 文治君

和田 静夫君

二木 謙吾君

占部 秀男君

宮崎 正義君

農林水産委員

矢追 秀彦君

商工委員

二木 謙吾君

占部 秀男君

津島 文治君

和田 静夫君

矢追 秀彦君

宮崎 正義君

農林水産委員

文教委

同日委員長から左の報告書が提出された。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

案可決報告書

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員

の給与に関する法律の一部を改正する法律案

可決報告書

本日委員長から左の報告書が提出された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案可決報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

藤田進君から裁判官弾劾裁判所裁判員を、山田徹一君から裁判官訴訟委員を、それぞれ辞任いたしましたとの申し出でございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) つきましては、この際、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員各一名、及び、

欠員中の檢察官適格審査委員会委員、同予備委員、

国土総合開発審議会委員各二名、

中国地方開発審議会委員、

北陸地方開発審議会委員、

豪雪地帯対策審議会委員、

国土開発幹線自動車道建設審議会委員、

台風常襲地帯対策審議会委員、

首都圏整備審議会委員、

北海道開発審議会委員、

日本ユネスコ国内委員会委員各一名の選挙

を行ないます。

○佐藤隆君 各種委員の選挙は、いずれもその手

続を省略し、議長において指名することの動議を

提出いたします。

○矢山有作君 私は、ただいまの佐藤君の動議に

賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 佐藤君の動議に御異議ござ

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に吉

田忠三郎君を、

裁判官訴追委員に峯山昭範君を、

檢察官適格審査委員会に後藤義隆君、亀田得治

君を、

同予備委員に高田浩連君(後藤義隆君の予備委員)、向井長年君(亀田得治君の予備委員)を、

国土総合開発審議会委員に成瀬備治君、松本英

一君を、

中国地方開発審議会委員に足鹿覺君を、

北陸地方開発審議会委員に杉原一雄君を、

豪雪地帯対策審議会委員に松井誠君を、

国土開発幹線自動車道建設審議会委員に大和与

一君を、

台風常襲地帯対策審議会委員に水岡光治君を、

首都圏整備審議会委員に瀨谷英行君を、

北海道開発審議会委員に竹田現照君を、

日本ユネスコ国内委員会委員に西村岡一君を

それぞれ指名いたします。

○議長(重宗雄三君) この際、

中央選挙管理委員会及び同予備委員各五名の指

名を行ないます。

○佐藤隆君 中央選挙管理委員会及び同予備委員

の指名は、いずれも議長に一任することの動議を

提出いたします。

○矢山有作君 私は、ただいまの佐藤君の動議に

賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 佐藤君の動議に御異議ござ

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、中央選挙管理委員会に大浜英

子君、近藤英明君、岡崎三郎君、石田次男君、渡

辺年之助君を、

同予備委員に小島憲君、近藤操君、堀米正道

君、小沢省吾君、山崎礼二君を

それぞれ指名いたします。

○議長(重宗雄三君) この際、国家公務員等の任

命に関する件につきおはかりいたします。

内閣から、公安審査委員会委員に大場茂行君、

田上稜治君を任命することについて、本院の同意

を求めてまいりました。

内閣の申し出のとおり、これに同意することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって

これに同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、国際機関等に派

遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法

律案。

日程第二、国家公務員災害補償法等の一部を改

正する法律案。

日程第三、外務省設置法及び在外公館に勤務す

る外務公務員の給与に関する法律の一部を改正す

る法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ござ

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長西

村尚治君。

審査報告書

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員

の処遇等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十五年十二月八日

内閣委員長 西村 尚治

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際協力等の目的で、国際機

関、外国政府の機関等に派遣される一般職の国

家公務員の処遇等について定めようとするもの

であり、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員

の処遇等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

した。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員、檢察官適格審査委員会委員、同予備委員、国土総合開発審議会委員、中国地方開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員、豪雪地帯対策審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、台風常襲地帯対策審議会委員、首都圏整備審議会委員、北海道開発審議会委員、日本ユネスコ国内委員会委員の選挙、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名、国家公務員等の任命に関する件、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案外二件

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ)の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ)は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員(人事院規則で定める職員を除く)を派遣することができる。

一 わが国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めらるるもの

任命権者は、前項の規定により職員を派遣す

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案外二件
る場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

(派遣職員の身分)

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という)は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に從事しない。

第四条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に關し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検査官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合に於ては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に關する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第六条第一項の規定の適用についても、同様とする。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、因は、その額の限度に

おいて、同法の規定による補償を行なわぬ。

第七条 派遣職員に關する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二十九号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第五十三号)の規定の適用についても、同様とする。

2 派遣職員に關する国家公務員共済組合法第八十一条第二項、第八十六条若しくは第九十二条又は地方公務員等共済組合法第八十六条第二項、第九十一条若しくは第九十七条の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害に對して派遣先の機関等から補償が行なわれることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に對する国家公務員災害補償法の規定による療養補償又は障害補償年金若しくは遺族補償年金の支給が行なわれなかつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を当該療養補償、障害補償年金又は遺族補償年金に相當する補償とみなす。

第八条 派遣職員に關する一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に關する国家公務員等退職手当法の特例)

第九条 派遣職員に關する国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 国家公務員等退職手当法第七條第四項の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

第十条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第十四号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)

第十二条 第二条から第四条まで及び第六条の規定の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、第二条第一項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という)の業務に従事している職員のうち、人事院規則で定めるものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という)に派遣職員となるものとする。

3 施行日前に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で政令で定めるもの並びに次に規定する者に該当するもの当該休職の期間(政令で定める期間に限る)については、国家公務員等退職手当法第七條第四項の規定は、適用しない。

4 施行日前に国際機関等の業務に従事するため職員を退職し、かつ、引き続き当該国際機関等の業務に従事した後、引き続き再び職員となつた者で、政令で定めるものの国家公務員等退職手当法第七條第一項の規定による在職期間の

計算については、先の職員としての在職期間
は、後の職員としての在職期間に引き続いたも
のとみなす。この場合において、施行日以後の
退職による退職手当の額の計算について必要な
事項は、政令で定める。

5 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に
関する特例法の一部改正

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に
関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)
の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般
職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和
四十五年法律第 号)第五条の規定の適
用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、
調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以
内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人
事院規則(派遣職員が検察官の俸給等)に関す
る法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用
を受ける職員である場合にあつては、同法第
三条第一項に規定する準則」とあるのは「国
の経営する企業に勤務する職員の給与等に関
する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)
第四条に規定する給与準則」とする。

6 国会議員法の一部改正
国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第九章中第四十一条を第四十五条とし、同章を第十章とし、
第八章の次に次の一章を加える。

第九章 国際機関等への派遣
第四十一条 各本部長は、条約その他の国際約束若しくはこれ
に準ずるものに基つて又は次に掲げる機関の要請に応じ、こ
れらの機関の業務に従事させるため、その所属国会議員(両
議院の議長が協議して定める国会議員を除く)を派遣するこ
とができる。

二 わが国が加盟している国際機関
三 前二号に準ずる機関で、両議院の議長が協議して定める
もの

各本部長は、前項の規定によりその所属国会議員を派遣す
る場合には、当該国会議員の同意を得なければならない。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号

第四十二条 前条第一項の規定により派遣された国会議員(以
下「派遣国会議員」という)は、その派遣の期間中、国会議員
としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四十三条 派遣国会議員に関する給与、旅費、災害補償、退
職又は死亡の場合における年金及び一時金、退職手当等並び
に派遣国会議員の職務への復帰及び復帰時における処遇につ
いては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に
準じて、国際機関等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)第三
条に規定する派遣法の例による。

第四十四条 前三条の規定の実施に關し必要な事項は、両議院
の議長が協議して定める。

7 国会議員法の一部改正に伴う経過措置
この法律の施行の際現に国会議員法第十三条の規定により休
職にされ、前項の規定による改正後の同法第四十一条第一項各
号に掲げる機関(以下「国際機関等」という)の業務に従事して
いる国会議員及び施行日前に国会議員法第十三条の規定により
休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する国
会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職し
ているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の
規定の例による。

審査報告書

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法
律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年十二月八日
内閣委員長 西村 尚治
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、公務上の災害を受けた職員の処
遇の改善のため、労働者災害補償保険法の改正
に対応して、国家公務員災害補償制度における
障害補償年金および遺族補償年金を改善し、ま
た、遺族補償年金受給権者に対する一時金支給
制度を五年間延長するとともに、公務上の傷病
により休職にされた職員の退職手当を改善しよ

うとするもの等であつて、妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。
一、費用
既定経費の範囲内で賅う。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべ
きである。

- 一、公務災害の予防および職業病の発生防止に努
力し、公務災害の絶滅に努めること。
- 一、いわゆる白ろろ病対策を確立するとともに、
その認定、治療、補償等について万全を期する
こと。
- 一、国家公務員の障害補償、遺族補償、休業補
償、葬祭補償等について、引き続きその支給率
の改善に努めること。
- 一、通勤途上の災害の取扱いについて、検討を加
え、その改善を図ること。
- 一、平均給与額の算定について、期末、勤勉手当
の算入につき検討すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月三日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法
律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法
律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する
法律

第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法
律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項各号列記以外の部分中、「事
実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む」
の下に「以下同じ」を加える。

第十七条第一項を次のように改める。

- 遺族補償年金の額は、一年につき、次の各
号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有す
る遺族及びその者と生計を同じくしている遺
族補償年金を受けることができる遺族の人数
の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
- 一 一人 平均給与額に三百六十五を乗じて
得た額(以下「平均給与額の年額」という)の
百分の三十に相当する額。ただし、五十五
歳以上の妻又は人事院規則で定める廃疾の
状態にある妻にあつては平均給与額の年額
の百分の四十に相当する額とし、五十歳以
上五十五歳未満の妻(当該人事院規則で定
める廃疾の状態にある妻を除く)にあつて
は平均給与額の年額の百分の三十五に相当
する額とする。
- 二 二人 平均給与額の年額の百分の四十五
に相当する額
- 三 三人 平均給与額の年額の百分の五十に
相当する額
- 四 四人 平均給与額の年額の百分の五十五
に相当する額
- 五 五人以上 平均給与額の年額の百分の六
十に相当する額

第十七条に次の一項を加える。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が
妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくして
いる遺族補償年金を受けることができる遺族
がない場合において、当該妻が次の各号の一
に該当するに至つたときは、その該当するに

一〇五

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 國際機關等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案外二件

至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十歳又は五十五歳に達したとき(第一項第一号の人事院規則で定める廃疾の状態にあるときを除く。)

二 第一項第一号の人事院規則で定める廃疾の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く。)

別表日数の欄中「二四〇」を「二八〇」に、「二三」を「二四八」に、「一八八」を「二一九」に、「六四」を「一九二」に、「四二」を「六五」に、「二〇」を「四〇」に、「一〇〇」を「一七」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「五年以内」を「十年以内」に改め、同条第三項中「新法」を「国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(以下「改正後の法」と

いう。)」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第八条第一項中「新法の規定にかかわらず、新法」を「改正後の法の規定にかかわらず、同法」に改め、同条第二項中「船員保険法によつて新法」を「船員保険法によつて改正後の法」に、「新法」を、「同法」に改める。

附則第九条中「新法」を「改正後の法」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第三条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「休職」の下に「(公務上の傷病による休職を除く。)」を加え、「因り」を「より」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項若しくは別表の規定又は第二条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を

改正する法律附則第六条第三項、第八条若しくは第九条の規定は、遺族補償年金又は障害補償年金のうち昭和四十五年十一月一日以後の期間に係る分について適用する。

この法律の施行の日前の退職による退職手当に係る勤続期間の計算については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(外務省設置法の一部改正)

第一条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「国際資料部」を「調査部」に改める。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月八日 参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加え、同条第二項中「国際資料部」を「調査部」に、「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第二十七 総合的な外交政策の企画立案に関すること。

別表一 大使館の表中南米の項中「在ブラジル日本国大使館」一「ブラジル」一「リオ・デ・ジャネイロ」を「在ブラジル日本国大使館」一「ブラジル」一「ブラジリア」に改め、同表アフリカの項中「在スーダン日本国大使館」一「スーダン」一「カルトゥーム」を「在スーダン日本国大使館」一「スーダン」一「カルトゥーム」に改める。

別表二 総領事館の表中南米の項中「在ポルト・アレグレ日本国総領事館」一「ブラジル」一「ポ

昭和四十五年十一月十七日 参議院會議録第六号 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案外二件

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚治君 たいま議題となりました三件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案は、本年三月、人事院から国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の国際機関、外国政府の機関等への派遣について新たな制度を設け、派遣職員の処遇の適正をはかる必要がある旨の意見の申し出があったのに基づき、国際協力等の目的で国際機関等の業務に従事するために派遣される一般職の職員の身分、給与、その他の処遇等について統一的な制度を定めようとするものであります。

なお、本法案は、衆議院において、国会職員に ついても、一般職員と同様の規定を国会職員法に設ける旨の修正が行なわれております。

次に、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案は、前法案と同様に、本年二月、人事院から国会及び内閣に対して、国家公務員災害補償制度の改善を行なう必要がある旨の意見の申し出があったのに基づき、障害補償年金額を約一・六・五％、遺族補償年金額を約一〇％をそれぞれ引き上げること、遺族補償年金の受給権者に対する一時金支給制度を五年間延長すること、並びに公務上の傷病により休職にされた職員の退職手当の改善をはかること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、以上の両案を一括して

審査し、国際機関等への派遣職員制度創設の理由、国連等における日本人職員の充足率不足の事情と対策、海外技術協力事業団による開発途上国への人員派遣の実情、公務災害の認定基準、警察官等に対する賞しゅう金制度の実情と災害補償法との関係、白ろう病対策及び職業病の予防措置等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、両案を一括して採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、国家公務員災害補償法改正案に対しては、公務災害の予防及びその絶滅等、五項目の附帯決議が全会一致をもって付されました。

最後に、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、大臣官房に置かれていた国際資料部の名称を調査部に改めるとともに、新たな所掌事務を加えること、ブラジルの首都がブラジリアへ移転したのに伴い大使館移転のための所在地名の変更並びにスワジランドに大使館、リオ・デ・ジャネイロ及びレニングラードに総領事館、ジュネーブに軍縮委員会日本政府代表部をそれぞれ新設すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、国際資料部を改組する理由、在勤手当の決定方法と外務人事審議会のあり方、沖縄の毒ガスの撤去計画、日中問題等につ

425 355 280 225 180
250 205 165 135 105
に改める。

別表第二 住居手当 二 総領事館の表マシヤの項中 「ジャカルタ 3001 2501 205

1651 1351 1051」を「ジャカルタ 4801 3551 2951 2351 1901 1501」

に改め、同表中南米の項中 「ポルト・アレグレ 3651 3001 2501 2001 1601 1301」

を「ポルト・アレグレ 3851 3001 2501 2001 1601 1301」に改め、同表欧州の

を「リオ・デ・ジャネイロ 4801 3551 2951 2351 1901 1501」

項中 「ハンコフスク 2851 1951 1651 1301 1051 851」を「ハンコフスク

2251 1951 1651 1301 1051 851」に改める。

2351 1951 1651 1301 1051 851」に改める。

別表第二 住居手当 四 政府代表部の表欧州の項中 「ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)

4801 3851 2951 2251 1801 1501」を「ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

3551 2951 2351 1901 1501」に改める。

いて質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案及び国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長北村暢君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十五年十二月五日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律
豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加え、同条第二項中「豪雪地帯」の下に「又は特別豪雪地帯」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、豪雪地帯対策審議会の議決を経て内閣総理大臣が定める基準に従つて、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

第四条に次の一項を加える。
2 内閣総理大臣は、基本計画を定めるに当たつては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に關し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

第五条第二項第一号中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加える。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案正する法律案外二件

〔北村暢君登壇、拍手〕
○北村暢君 たいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、衆議院災害対策特別委員長提出にかかるとのことであり、その内容は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により、住民の生活に著しい支障を生ずる地域を特別豪雪地帯に指定するほか、基本計画の策定に關するものであります。

委員会におきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

続いて、自民、社会、公明、民社、共産の各党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

議事日程追加の件 一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

正する法律案。
特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案。
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案。
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長西村尚治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年十二月十一日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律の一部改正
第一条 一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

一〇九

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

第二条第六号中(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号)附則第二十五項に規定する暫定手当の整理を含む。)を削る。

第五条第一項中「調整手当」の下に「住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特勤勤務手当」(第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の六において同じ。)に改める。

第八条第六項中「十二月を」と「十二月(五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるところをこえる職員にあつては、人事院規則で定めるところにより、八月又は二十四月を)に、(但し)を」を削る。

第十条の三第一項中「十五年以内」を「二十年以内」に改め、同項第一号中「三万二千五百円」を「四万五千円」に改める。

第十一条の三第二項第一号中「百分の六」の下に「(人事院規則で定める地域及び官署にあつては、百分の八)を加える。

第十一条の四、前条第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署以外の地域及び官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定職俸給表(一)の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)には、当分の間、同条の規定にかかわらず、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の八を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第十一条の四の次に次の二条を加える。
第十一条の五 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは官署を異にして

異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定めるところをこえる官署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により調整手当を支給される期間を除き、第十一条の三の規定にかかわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に在勤するものとした場合に同条の規定により支給されることとなる調整手当(当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合による調整手当)を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から三年を経過するまでの間に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定めるところによる。

(住居手当)
第十一条の六 自ら居住するため住宅(賃借を含む。)を借り受け、月額三千円をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。)には、その家賃の額と三千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が三千円をこえるときは三千円とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)の月額の住居手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十二条第二項第二号中「七百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、九百円)を」九百円(人事院規則で定める官署に勤務する職員で人事院規則で定めるところにより通勤が不便であると認められるものにあつては、千四百円)に改める。

第十三条の二を次のように改める。
(特勤勤務手当等)
第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるところの(以下「特勤官署」という。)に勤務する職員には、特勤勤務手当を支給する。

2 特勤勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

3 特勤官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特勤勤務手当と調整手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十三条の二の次に次の二条を加える。
第十三条の三 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特勤官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署(以下「準特勤官署」という。)に該当するときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期間(当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、さらに三年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額合計額の百分の四をこえない範囲

内の月額の特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 新たに特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた官署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

第十九条の二第一項中「五百十円」を「六百二十円」に改め、「業務」の下に「その他特殊な業務」を加え、「千円」を「千二百円」に、「七百六十円」を「九百三十円」に、「千五百円」を「千八百円」に改め、同条第二項中「三千六百円」を「四千四百円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の九十」を「百分の百」に改める。

第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては」を削る。

第十九条の五第一項中「第十二条、第十三条」を「第十一条の六から第十三条まで」に改める。

第十九条の六中「隔遠地手当」を「特勤勤務手当」に改める。

第二十二條第一項中「七千二百円」を「八千三百円」に改める。
第二十三條第二項及び第三項中「調整手当」の下に「住居手当」を加え、同条第四項中「及び調整手当」を「調整手当及び住居手当」に改め、同条第五項中「調整手当」の下に「住居手当」を加える。
別表第一から別表第八までを次のように改める。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	115,900	86,000				39,800	34,500	26,200
2	121,600	90,100	75,300	62,100	50,100	42,100	36,100	27,300
3	127,300	94,300	78,600	65,200	52,900	44,400	37,900	28,400
4	133,100	98,700	81,900	68,300	55,700	46,900	39,800	29,500
5	138,900	103,100	85,300	71,400	58,500	49,400	41,900	30,700
6	144,700	107,500	88,700	74,500	61,300	51,900	44,000	31,900
7	150,500	111,900	92,100	77,700	64,200	54,400	46,100	33,200
8	156,300	116,300	95,500	80,900	67,100	56,900	48,200	34,500
9	162,100	120,700	98,900	84,100	70,000	59,400	50,000	35,700
10	167,900	124,800	102,300	87,300	72,900	61,900	51,800	36,900
11	172,200	128,900	105,500	90,500	75,800	64,200	53,600	38,100
12	175,500	132,300	108,600	93,400	78,500	66,500	55,400	39,300
13	178,800	135,200	111,700	96,100	81,200	68,800	57,200	40,400
14	181,500	137,600	114,800	98,800	83,400	70,800	58,300	41,500
15	184,200	140,000	117,000	101,500	85,200	72,800	59,400	42,500
16		142,400	119,200	104,200	86,600	74,300	60,400	43,400
17			121,400	106,200	87,900	75,500	61,400	44,300
18			123,600	108,200	89,200	76,700	62,400	
19				110,200	90,500	77,900	63,400	
20				112,200	91,800	79,100		
21					93,100	80,300		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1		49,600	39,300	34,300	26,500
2		51,800	41,300	35,900	27,600
3		54,000	43,300	37,600	28,700
4		56,200	45,300	39,300	29,900
5		58,400	47,400	41,100	31,300
6		60,700	49,500	42,900	32,800
7		63,000	51,500	44,700	34,300
8		65,100	53,500	46,400	35,800
9		67,200	55,500	48,100	37,500
10		69,100	57,400	49,800	39,200
11		71,000	59,300	51,500	40,900
12		72,900	61,200	53,200	42,400
13		74,800	63,000	54,800	43,900
14		76,700	64,800	56,400	45,200
15		78,600	66,600	58,000	46,300
16		80,500	67,900	59,300	47,400
17		82,000	69,000	60,600	48,300
18		83,500	70,100	61,800	49,200
19		84,800	71,200	62,800	50,100
20		86,100	72,300	63,800	51,000
21		87,400	73,400	64,600	51,900
22		88,600	74,500	65,400	52,700
23		89,800	75,500	66,200	53,500
24		91,000	76,500	67,000	54,300
25		92,200	77,500	67,800	55,100
26		93,400			55,900
27					
28					
29					
30					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	98,700	—	—	—	—	45,500	38,200	29,200
2	103,100	90,100	83,100	70,300	57,300	48,000	40,100	30,400
3	107,500	94,300	86,500	73,400	60,100	50,500	42,200	31,600
4	111,900	98,500	89,900	76,500	62,900	53,000	44,300	32,900
5	116,300	102,700	93,300	79,700	65,800	55,500	46,400	34,200
6	120,700	106,500	96,700	82,900	68,800	58,000	48,200	35,500
7	124,900	110,000	100,100	86,100	71,800	60,500	50,000	36,700
8	129,100	113,500	103,500	89,300	74,800	63,000	51,800	37,900
9	133,100	116,900	106,900	92,500	77,800	65,500	53,600	39,000
10	137,100	120,300	110,300	95,700	80,800	68,000	55,400	40,100
11	141,100	123,700	113,500	98,900	83,800	70,300	57,200	41,500
12	145,100	127,100	116,600	101,800	86,500	72,600	59,000	42,900
13	148,500	130,500	119,700	104,600	89,200	74,900	60,800	44,000
14	151,200	133,500	122,800	107,400	91,400	76,900	62,000	44,900
15	153,900	135,900	125,000	110,200	93,200	78,400	63,200	45,800
16	156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	79,600	—	—
17	—	140,700	129,400	115,100	95,900	80,800	—	—
18	—	—	131,600	117,300	97,200	—	—	—
19	—	—	—	119,300	98,500	—	—	—
20	—	—	—	121,300	99,800	—	—	—
21	—	—	—	123,300	—	—	—	—

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	98,700	—	—	—	—	39,500	34,800	31,200
2	103,100	90,100	83,100	70,300	52,000	41,900	36,200	32,400
3	107,500	94,300	86,500	73,400	54,800	44,300	37,600	33,600
4	111,900	98,500	89,900	76,500	57,600	46,700	39,500	34,800
5	116,300	102,700	93,300	79,700	60,400	49,200	41,800	36,200
6	120,700	106,500	96,700	82,900	63,300	51,700	44,200	37,600
7	124,900	110,000	100,100	86,100	66,200	54,200	46,600	39,500
8	129,100	113,500	103,500	89,300	69,200	56,700	49,000	41,800
9	133,100	116,900	106,900	92,500	72,200	59,200	51,400	44,100
10	137,100	120,300	110,300	95,700	75,200	61,700	53,800	46,400
11	141,100	123,700	113,500	98,900	78,200	64,200	56,200	48,700
12	145,100	127,100	116,600	101,800	81,200	66,700	58,600	51,000
13	148,500	130,500	119,700	104,600	84,200	69,200	61,000	53,300
14	151,200	133,500	122,800	107,400	87,200	71,700	63,400	55,600
15	153,900	135,900	125,000	110,200	89,600	74,100	65,800	57,900
16	156,600	138,300	127,200	112,900	92,000	76,500	68,100	60,200
17	—	140,700	129,400	115,100	94,000	78,900	70,400	62,500
18	—	—	131,600	117,300	96,000	81,300	72,700	64,800
19	—	—	—	119,300	98,000	83,300	75,000	67,100
20	—	—	—	121,300	99,500	85,300	77,300	69,400
21	—	—	—	123,300	101,000	87,300	79,600	71,700
22	—	—	—	—	102,500	89,300	81,600	74,000
23	—	—	—	—	104,000	90,800	83,600	76,000
24	—	—	—	—	105,500	92,200	85,600	78,000
25	—	—	—	—	—	93,600	87,600	80,000
26	—	—	—	—	—	95,000	89,000	82,000
27	—	—	—	—	—	96,400	90,400	84,000
28	—	—	—	—	—	—	91,800	85,300
29	—	—	—	—	—	—	93,200	86,600
30	—	—	—	—	—	—	—	87,900
31	—	—	—	—	—	—	—	89,200

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案外二件

ロ 公安職俸給表(二)

号	職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		98,700					45,500	38,200	29,500
2		103,100	90,100	83,100	70,300	57,300	48,000	40,100	30,700
3		107,500	94,300	86,500	73,400	60,100	50,500	42,200	32,100
4		111,900	98,500	89,900	76,500	62,900	53,000	44,300	33,500
5		116,300	102,700	93,300	79,700	65,800	55,500	46,500	34,900
6		120,700	106,500	96,700	82,900	68,800	58,000	48,700	36,400
7		124,900	110,000	100,100	86,100	71,800	60,500	50,900	37,900
8		129,100	113,500	103,500	89,300	74,800	63,000	53,100	39,500
9		133,100	116,900	106,900	92,500	77,800	65,500	55,300	41,200
10		137,100	120,300	110,300	95,700	80,800	68,000	57,300	42,900
11		141,100	123,700	113,500	98,900	83,800	70,500	59,300	44,600
12		145,100	127,100	116,600	101,800	86,500	73,000	61,300	46,300
13		148,500	130,500	119,700	104,600	89,200	75,500	63,300	48,000
14		151,200	133,500	122,800	107,400	91,400	77,700	65,300	49,700
15		153,900	135,900	125,000	110,200	93,200	79,900	66,900	51,400
16		156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	81,400	68,500	53,100
17			140,700	129,400	115,100	95,900	82,600	69,800	54,800
18				131,600	117,300	97,200	83,800	71,000	56,500
19					119,300	98,500	85,000	72,200	58,200
20					121,300	99,800	86,200		59,300
21					123,300				60,400
22									61,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

号	職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
1		111,300	88,600	69,900	55,700	42,700	31,300
2		116,200	93,100	73,600	59,000	45,000	32,700
3		121,100	97,600	77,300	62,300	47,300	34,600
4		126,000	102,100	81,000	65,600	49,900	36,600
5		130,900	106,600	84,700	68,900	52,500	38,600
6		135,800	111,100	88,400	72,100	55,100	40,600
7		140,700	115,600	91,900	75,300	57,700	42,600
8		145,600	120,100	95,400	78,400	60,200	44,600
9		150,500	124,600	98,900	81,500	62,700	46,500
10		154,800	129,000	101,900	84,600	65,100	48,400
11		159,100	133,300	104,900	87,100	67,300	50,300
12		162,000	137,500	107,800	89,600	69,400	52,200
13		164,800	141,700	110,700	91,800	71,500	53,800
14		167,500	144,900	112,700	94,000	73,400	55,400
15		170,200	147,700	114,600	96,200	75,300	56,800
16		172,900	150,800	116,500	98,100	77,000	58,200
17		175,600	152,900	118,400	100,000	78,700	59,600
18			155,500	120,300	101,900	80,400	61,000
19							62,400
20							63,600
21							64,800

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	53,900	43,100	34,300	26,500
2	56,600	45,000	36,000	27,600
3	59,400	47,000	37,700	28,700
4	62,200	49,000	39,400	29,900
5	64,800	51,200	41,200	31,300
6	67,200	53,800	43,000	32,800
7	69,600	56,400	44,900	34,300
8	72,000	59,000	46,800	35,900
9	74,100	61,600	48,700	37,600
10	76,100	64,100	50,600	39,300
11	78,100	66,500	52,800	41,000
12	80,100	68,700	55,000	42,700
13	82,100	70,700	57,000	44,500
14	84,100	72,500	59,000	46,300
15	86,100	74,100	61,000	48,100
16	88,100	75,700	62,900	49,900
17	89,900	77,000	64,700	51,700
18	91,400	78,300	66,500	53,500
19	92,900	79,500	67,800	54,700
20	94,400	80,700	69,100	55,900
21	95,800	81,900	70,400	56,900
22	97,200	83,000	71,500	57,900
23	98,600	84,100	72,600	58,900
24		85,200	73,600	59,900
25			74,600	
26			75,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	—	—	53,500	38,200	30,700
2	—	65,400	56,700	40,500	32,100
3	90,400	69,200	59,900	43,000	33,600
4	94,900	73,000	63,300	45,500	35,200
5	99,400	76,800	66,700	48,000	37,000
6	103,900	80,700	70,100	50,700	38,800
7	108,400	84,600	73,500	53,400	40,900
8	112,900	88,500	76,900	56,100	43,300
9	117,400	92,400	79,900	58,800	45,800
10	122,000	96,300	82,900	61,500	48,300
11	126,600	99,700	85,800	64,200	50,800
12	131,200	103,000	88,500	66,900	53,300
13	135,800	106,000	91,200	69,600	55,800
14	140,400	109,000	93,900	72,000	58,300
15	145,000	111,800	96,300	74,400	60,800
16	149,600	114,600	98,700	76,800	63,300
17	154,200	117,400	101,100	79,200	65,800
18	158,800	120,200	103,500	80,900	68,300
19	162,800	122,700	105,900	82,600	70,600
20	167,000	125,200	108,300	84,300	72,800
21	171,200	127,500	110,700	86,000	74,500
22	175,000	129,800	112,800	87,700	76,200
23	178,800	132,100	114,900	89,400	77,600
24	181,500	134,000	117,000	91,100	79,000
25	184,200	135,900	118,600	92,500	80,200
26		137,800	120,200	93,900	81,400
27		139,700	121,800	95,300	82,600
28		141,600		96,700	83,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円
1		—		36,100		28,400
2		73,300		38,200		29,500
3		76,300		40,200		30,700
4		79,300		42,200		31,900
5		82,600		44,300		33,400
6		85,900		46,400		35,000
7		89,400		48,500		36,800
8		92,900		51,000		38,700
9		96,400		53,500		40,600
10		99,900		56,000		42,500
11		103,400		58,800		44,600
12		106,900		61,600		46,700
13		110,400		64,400		49,100
14		113,900		67,200		51,500
15		117,400		70,100		53,900
16		120,900		73,000		56,300
17		124,400		75,900		58,700
18		127,500		78,900		61,100
19		130,600		81,900		63,500
20		133,700		84,900		65,600
21		136,700		87,900		67,700
22		139,600		90,700		69,800
23		142,500		93,500		71,900
24		145,000		96,300		73,700
25		147,500		99,100		75,400
26		150,000		101,900		77,100
27				104,700		78,400
28				107,100		79,700
29				109,500		81,000
30				111,600		82,200
31				113,700		83,400
32				115,800		84,600
33				117,800		85,800
34				119,800		87,000
35				121,300		88,200
36				122,800		89,400
37				124,300		90,600
38				125,800		
39				127,300		

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1		円		円		円
2		60,700		31,900		28,400
3		63,500		34,000		29,500
4		66,300		36,100		30,700
5		69,200		38,200		31,900
6		72,100		40,100		33,400
7		75,000		42,000		35,000
8		77,900		44,000		36,800
9		80,900		46,000		38,700
10		83,900		48,000		40,600
11		86,900		50,400		42,500
12		89,700		52,800		44,400
13		92,500		55,300		46,300
14		95,300		58,000		48,200
15		98,100		60,700		50,100
16		100,900		63,400		52,000
17		103,700		66,200		53,900
18		106,100		69,000		55,800
19		108,500		71,800		57,700
20		110,700		74,600		59,500
21		112,900		77,000		61,300
22		115,000		79,400		62,400
23		117,000		81,800		63,500
24		119,000		84,000		64,600
25		120,500		86,000		65,700
26		122,000		87,800		66,800
27		123,500		89,500		67,900
28		125,000		91,200		69,000
29		126,500		92,900		
30				94,600		
31				96,200		
32				97,800		
33				99,400		
34				100,900		
35				102,400		
36				103,900		
37				105,300		
38				106,700		
39				108,100		
				109,500		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

ニ 教育職俸給表(四)

号 俸	職務の等級				
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	126,500	—	53,500	40,200	31,900
2	131,100	73,000	56,700	42,400	34,000
3	135,700	76,800	59,900	44,600	36,100
4	140,300	80,700	63,300	46,900	38,200
5	144,900	84,600	66,700	49,200	40,200
6	149,500	88,500	70,100	51,700	42,200
7	154,100	92,400	73,500	54,200	44,300
8	158,600	96,400	76,900	56,700	46,400
9	162,800	100,400	80,700	59,500	48,500
10	167,000	104,400	84,600	62,300	50,900
11	171,200	108,400	88,500	65,100	53,300
12	175,000	112,900	92,400	67,900	55,700
13	178,800	117,400	96,300	70,800	58,100
14	181,600	122,000	99,700	73,700	60,500
15	184,300	126,600	103,000	76,600	62,900
16		131,200	106,000	79,500	65,100
17		135,800	109,000	82,400	67,300
18		140,400	111,800	85,300	69,500
19		145,000	114,600	88,100	71,700
20		149,600	117,400	90,900	73,600
21		153,500	120,200	93,700	75,500
22		156,300	122,700	96,500	77,200
23		159,100	125,200	99,300	78,900
24		161,900	127,000	102,100	80,200
25		164,600	128,800	104,900	81,500
26		167,300	130,600	107,800	82,800
27		170,000	132,400	109,700	84,100
28			134,200	111,800	85,400
29			136,000	113,900	
30				116,000	
31				118,000	
32				120,000	
33				121,500	
34				123,000	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

号 俸	職務の等級				
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	35,200	30,700	26,200
2	—	—	37,100	32,000	27,300
3	—	—	39,200	33,400	28,400
4	89,000	60,800	41,600	34,800	29,500
5	93,100	64,800	44,200	36,500	30,700
6	97,200	67,800	46,900	38,400	32,000
7	101,400	71,300	49,600	40,500	33,400
8	105,800	74,800	52,400	42,800	34,800
9	110,800	78,100	55,300	45,200	36,100
10	115,800	81,400	58,200	47,700	37,400
11	120,800	84,600	61,100	50,200	38,700
12	126,000	87,800	64,000	52,900	40,000
13	131,200	91,000	66,900	55,600	41,300
14	136,400	93,800	69,800	58,300	42,500
15	141,600	96,500	72,600	60,800	43,700
16	146,600	99,000	75,400	63,300	44,700
17	151,600	101,500	78,200	65,500	45,700
18	156,600	103,800	80,700	67,700	
19	161,000	106,100	83,200	69,900	
20	165,200	108,100	85,600	71,800	
21	168,900	110,100	87,700	73,500	
22	172,500	112,100	89,400	75,200	
23	176,100	114,000	91,100	76,600	
24	178,800	115,900	92,800	77,900	
25	181,500	117,800	94,400	79,100	
26		119,700	96,000	80,300	
27		121,600	97,600		
28		123,500			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	115,900	85,000	—	46,500
2	120,400	89,200	72,600	50,000
3	124,900	93,400	76,600	53,500
4	129,400	97,900	80,800	57,000
5	133,900	102,400	85,000	60,900
6	138,400	106,900	89,200	64,800
7	142,900	111,400	93,400	68,700
8	147,000	115,900	97,700	72,600
9	151,100	120,400	102,000	76,500
10	155,200	124,900	106,300	80,400
11	159,300	129,400	110,600	84,300
12	163,300	133,400	114,100	87,300
13	167,300	137,400	117,600	90,300
14	171,300	141,400	121,100	93,300
15	174,900	145,300	124,100	96,300
16	178,300	148,300	127,100	99,300
17	181,700	151,300	130,100	102,300
18	184,400	154,300	133,100	105,300
19	187,100	156,600	134,900	107,400
20		158,900	136,700	109,500
21		161,200	138,500	111,000
22		163,500	140,300	112,500
23			142,100	114,000
24			143,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	88,900	64,900	44,800	35,100	30,700	27,300
2	93,300	68,200	47,500	36,700	32,100	28,400
3	97,700	71,500	50,200	38,500	33,500	29,500
4	102,200	74,800	53,000	40,400	34,900	30,700
5	106,700	78,200	55,800	42,500	36,500	31,900
6	111,200	81,600	58,600	44,600	38,300	33,200
7	115,700	85,000	61,400	46,900	40,200	34,500
8	119,700	88,300	64,300	49,400	42,200	35,800
9	123,700	91,500	67,200	51,900	44,200	36,900
10	127,400	94,700	70,100	54,400	46,200	37,900
11	131,100	97,400	73,000	56,900	48,200	38,900
12	134,100	100,000	75,900	59,400	50,000	39,800
13	136,900	102,500	78,600	61,900	51,800	40,700
14	139,300	105,000	81,300	64,200	53,600	
15	141,700	107,100	83,400	66,500	55,400	
16	144,100	109,200	85,500	68,800	57,200	
17		111,200	87,000	70,800	58,300	
18		113,200	88,500	72,800	59,400	
19		115,200	89,900	74,300	60,400	
20		117,200	91,300	75,500	61,400	
21			92,700	76,600		
22			94,100	77,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

ハ 医療職俸給表(三)

号	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸	俸 給 月 額	俸	俸 給 月 額	俸	俸 給 月 額	俸	俸 給 月 額	俸	俸 給 月 額
		円		円		円		円		円
1		74,800		55,600		45,300		32,900		28,000
2		77,800		58,300		47,600		34,600		29,200
3		80,800		61,000		50,100		36,300		30,600
4		83,900		63,700		52,600		38,000		32,000
5		87,000		66,400		55,100		39,700		33,400
6		90,100		69,100		57,600		41,500		34,900
7		93,200		71,800		60,100		43,300		36,600
8		96,300		74,500		62,500		45,200		38,300
9		99,300		77,200		64,900		47,100		40,000
10		102,300		79,800		67,300		49,000		41,800
11		105,000		82,400		69,700		50,900		43,600
12		107,700		85,000		72,100		52,800		45,500
13		110,400		87,300		74,500		54,700		47,400
14		112,600		89,600		76,500		56,600		49,300
15		114,800		91,500		78,200		58,500		51,100
16		117,000		93,400		79,900		60,000		52,700
17		119,000		95,300		81,300		61,500		54,100
18		121,000		96,900		82,700		63,000		55,100
19		123,000		98,500		84,100		64,400		56,100
20				100,100		85,300		65,800		57,100
21				101,500		86,500		66,800		58,100
22				102,900		87,700		67,800		59,100
23				104,300		88,900		68,800		60,100
24				105,600				69,800		
25				106,900				70,800		
26				108,200						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	円 280,000	円 168,000
2	300,000	186,000
3	320,000	204,000
4	340,000	222,000
5	360,000	240,000
6	380,000	260,000
7	400,000	280,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

正する法律の一部改正)
 第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。
 附則中第十六項から第二十五項までを削り、第二十六項を第十六項とし、第二十七項を第十七項とし、第二十八項を削り、第二十九項を第十八項とし、第三十項から第三十九項までを十一項ずつ繰り上げ、第四十項を削り、第四十一項を第二十九項とし、第四十二項を第三十項とし、第四十三項を第三十一項とする。
 (一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

改正する法律の一部改正)
 第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第七項から附則第十四項までを削り、附則第十五項中「改正前の昭和三十二年改正法」を「第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」に、「指定職甲欄適用職員」を「同法第六条の第二項の規定に基づく人事院規則で指定する職員」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十六項から附則第二十項までを八項ずつ繰り上げる。
 附 則
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は昭和四十六年一月一日から、第一条中同法第八条第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第二十二項の規定は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日の前日から施行する。

<p>2 第一条の規定（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、附則第十三項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定、附則第十五項の規定による改正後の大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）の規定、附則第十六項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号、第二百四条第二項中調整手当に係る部分、附則第六条の二及び附則第六条の四を除く。）の規定、附則第十七項の規定による改正後の地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号、第二条第三項中調整手当に係る部分を除く。）の規定、附則第十九項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号、第一条中調整手当に係る部分を除く。）の規定及び附則第二十項の規定による改正後のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。</p>	<p>3 昭和四十五年五月一日（以下「切替日」という。）の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、人事院が定める。 （特定の号俸の切替え等）</p> <p>4 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が教育職俸給表（一）の一等級又は研究職俸給表の一等級若しくは二等級である職員のうち、改正前の法の規定により切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。 （最高号俸等の切替え等）</p>	<p>5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。 （切替期間における異動者の号俸等）</p> <p>6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動があつた職員のうち、人事院の定める職員の第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。 （切替日前の異動者の号俸等の調整）</p> <p>7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替</p>	<p>8 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。 （調整手当に関する経過措置）</p> <p>9 改正後の法第十一条の五の規定は、改正前の法第十一条の四の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。 （特地勤務手当に関する経過措置）</p> <p>10 切替期間において、改正前の法第十三条の二</p>
--	--	--	--

の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員について必要がある場合には、人事院規則で定めるところにより、改正後の法第十三条

の二の規定による特地勤務手当の額に關し特例を定めることができる。

(給与の内払)

11 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の法の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

13 国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「調整手当」の下に、「住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特地勤務手当」と同

法第十三条の三の規定による手当を含む。に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正等に伴う経過措置)

14 昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る平均給与額に關する国家公務員災害補償法第四条の規定の適用については、同条第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当(一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号。以下「昭和四十五年改正法」といふ。))による改正前の一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)又は一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十一号)の規定による暫定手当を含む。)(と、(同法第十三条の三の規定による手当を含む。)(とあるのは「(一般職の職員の給与に關する法律第十三条の三の規定に

による手当及び昭和四十五年改正法による改正前の一般職の職員の給与に關する法律第十三条の二の規定による隔遠地手当を含む。)(とする。

(大学の運営に關する臨時措置法の一部改正)

15 大学の運営に關する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「暫定手当」を「住居手当」に改める。

(地方自治法の一部改正)

16 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「扶養手当」の下に、「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)(、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)(に改める。

附則第六条の二を次のように改める。

附則第六条の二 削除

附則第六条の四を次のように改める。

第六條の四 削除
(地方公務員災害補償法の一部改正)

17 地方公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「扶養手当」の下に、「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)(、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)(に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

18 昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る平均給与額に關する地方公務員災害補償法第二条の規定の適用については、同条第三項中「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)(とあるのは「特地勤務手当(これに準ずる手当及び一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項に規定する隔遠地手当を含む

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

む)とする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

19 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第一条中「扶養手当」の下に「調整手当、住

居手当」を加え、「隔離地手当、へき地手当」を

「特勤勤務手当」(これに準ずる手当を含む。へき地手当(これに準ずる手当を含む。))に改め

る。

20 へき地教育振興法の一部を次のように改正す

る。

第五条の二及び第五条の三を次のように改め

る。

第五条の二 都道府県は、条例で定めるところ

により、文部省令で定める基準に従い、条例で

指定するへき地学校及びこれに準ずる学校

(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教

員及び職員に対して、へき地手当を支給しな

ければならない。

2 へき地手当の月額、給料及び扶養手当の

月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲

内で、文部省令で定める基準に従い、条例で

定める。

3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及

び職員に対し調整手当が支給される地域に所

在する場合におけるへき地手当と調整手当そ

の他の手当との調整等に関し必要な事項は、

文部省令で定める基準に従い、条例で定め

る。

第五条の三 都道府県は、教員又は職員(以下

「教職員」という。)が在勤地を異にして異動

し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又

は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転

に伴つて教職員が住居を移転した場合におい

て、当該異動の直後に勤務する学校又はその

移転した学校がへき地学校等又は特別の地域

に所在する学校で文部省令で定める基準に従

該教職員には、文部省令で定める基準に従い
条例で定めるところにより、当該異動又は学
校の移転の日から三年以内の期間(当該異動
又は学校の移転の日から起算して三年を経過
する際文部省令で定める基準に従い、条例で定
める条件に該当する者にあつては、さらに三
年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額
の合計額の百分の四をこえない範囲内の月額
のへき地手当に準ずる手当を支給しなければ
ならない。
2 都道府県は、新たにへき地学校等又は前項
の規定により条例で指定する学校に該当する
こととなつた学校に勤務する教職員のうち、
前項の規定による手当を支給される教職員と
の権衡上必要があると認められる教職員に
は、文部省令で定める基準に従い、条例で定め

るところにより、同項の規定に準じて、へき

地手当に準ずる手当を支給しなければならない

い。

(へき地手当に関する経過措置)

21 切替期間において、前項の規定による改正前

のへき地教育振興法第五条の二の規定によるへ

き地手当を受けていた期間がある教員又は職員

について必要がある場合には、文部省令で定め

る基準に従い、条例で定めるところにより、同項

の規定による改正後の同法第五条の二の規定に

よるへき地手当の額に関し特例を定めることが

できる。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員

の処遇等に関する法律の一部改正)

22 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員

の処遇等に関する法律の一部を次のように改正

する。

する。

第五条第一項及び附則第五項中「調整手当」の下に、「住居手当」を加える。

区分	職務の等級	旧号俸	
		旧号俸	切替日るに号替お俸
教育職俸給表(一)	1等級	2号俸	3号俸
	1等級	2号俸	4号俸
研究職俸給表	1等級	3号俸	4号俸
	2等級	2号俸	4号俸
		3号俸	4号俸

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員に關する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当」に改める。

第三条第二項中「四十七万円」を「四十八万三千二百円」に改める。

第四条第二項中「七千二百円」を「八千三百円」に、「一万二千四百円」を「一万六千四百円」に改める。

第七条の三中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当」に改める。

第九条中「七千二百円」を「八千三百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	六六六、五〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	四八三、二〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	四三〇、〇〇〇円
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	四〇〇、〇〇〇円
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	三九〇、〇〇〇円
侍 従 長	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員長	三八〇、〇〇〇円
地方財政審議会会長	
中央公害審査委員会委員長	
式部官長	
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 中央公害審査委員会の常勤の委員 運輸審議会委員 東宮大夫	三四〇、〇〇〇円
---	----------

別表第二

官職名	俸給月額額
大使	五号俸 四三〇、〇〇〇円 四号俸 三九〇、〇〇〇円 三号俸 三八〇、〇〇〇円 二号俸 三四〇、〇〇〇円 一号俸 二九〇、〇〇〇円
公使	四号俸 三九〇、〇〇〇円 三号俸 三八〇、〇〇〇円 二号俸 三四〇、〇〇〇円 一号俸 二九〇、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額額
八号俸	一四〇、五〇〇円

秘書官	七号俸 一二七、〇〇〇円 六号俸 一一三、五〇〇円 五号俸 一〇一、〇〇〇円 四号俸 八九、五〇〇円 三号俸 七九、〇〇〇円 二号俸 六九、五〇〇円 一号俸 六一、五〇〇円
-----	--

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項を削り、第八項を第三項とし、第九項を第四項とし、第十項を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第六項までを削り、第七項を第三項とし、第八項を第四項とする。

(日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

を次のように改正する。

第六条中「三十一万円」を「三十九万円」に改める。

(沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部改正)

第五条 沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三十一万円」を「三十九万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

2 第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正前の規定に基づいて昭和四十五年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給

身は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び通勤手当」を、「住居手当及び通勤手当」に、「通勤手当」を、「住居手当、通勤手当」に、「隔遠地手当」を、「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。」「に、及び隔遠地手当」及び「特地勤務手当」に、「自衛官には通勤手当」を、「自衛官には住居手当、通勤手当」に改め、同条第二項中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同項後段を次の

ように改める。

この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第十一条の四、第十一条の五及び第十三条の三第一項中「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」と、同法同条同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛庁長官が指定する」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「百分の六十一・〇四」を「百分の六十五」に改める。

第十八条第二項中「六千七百円」を「七千三百三十円」に改める。

第十九条及び第二十二條の二第一項中「隔遠地手当」を「特地勤務手当」に改める。

第二十三条第二項中「調整手当」の下に、「住居手当」を加える。

第二十四条第二項中「調整手当」の下に、「及び住居手当」を加える。

第二十五条第二項中「一万三千二百円」を「一万六千五百円」に改める。

第二十七条第二項中「調整手当」の下に、「住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特地勤務手当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号	指 定 職		職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙	号				
1	280,000	183,000	1	127,600	94,700		55,200
2	300,000	186,000	2	133,900	99,200	82,900	53,200
3	320,000	204,000	3	140,200	103,900	86,500	61,300
4	340,000	222,000	4	146,600	108,700	90,200	64,400
5	360,000	240,000	5	153,000	113,500	93,900	63,400
6	380,000	260,000	6	159,400	118,300	97,700	71,800
7		280,000	7	165,800	123,200	101,500	75,200
			8	172,200	128,100	105,200	73,600
			9	178,600	132,900	108,900	82,000
			10	184,900	137,500	112,600	85,500
			11	189,600	142,000	116,200	89,100
			12	193,300	145,700	119,600	92,700
			13	196,900	148,900	123,000	96,200
			14	199,900	151,600	126,400	99,700
			15	202,900	154,200	128,900	102,800
			16		156,800	131,300	105,800
			17			133,700	108,800
			18			136,100	111,800
			19				114,800
			20				117,000
			21				119,200
			22				121,400
			23				123,600

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

陸海空尉 2等 2等 2等	陸海空尉 3等 3等 3等	陸海空尉 准准	陸海空曹 1等 1等 1等	陸海空曹 2等 2等 2等	陸海空曹 3等 3等 3等	陸海空士 長長 士士 士士	陸海空士 1等 1等 1等	陸海空士 2等 2等 2等	陸海空士 3等 3等 3等
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 54,400	円 51,500	円 48,800	円 41,400	円 36,200	円 34,000	円 30,800	円 28,200	円 25,100	円 23,800
57,300	52,800	51,400	44,000	38,800	36,100	32,300	29,600		
60,200	54,200	54,200	46,800	41,400	38,600	33,900	31,000		
63,100	57,000	57,000	49,600	44,000	41,200	35,600	32,300		
66,100	59,800	59,800	52,400	46,800	43,800	37,300			
69,100	62,600	62,600	55,200	49,600	46,400	39,000			
72,000	65,300	65,300	57,900	52,300	48,200				
74,800	68,000	68,000	60,600	54,800	50,000				
77,500	70,700	70,600	63,200	56,900	51,700				
80,100	73,400	73,200	65,700	58,900	53,300				
82,600	76,100	75,800	68,200	60,800	54,800				
85,100	78,700	78,400	70,700	62,700	56,300				
87,500	81,200	80,900	73,200	64,600	57,700				
89,900	83,600	83,300	75,600	66,400	59,100				
92,300	86,000	85,700	77,900	68,100	60,500				
94,700	88,400	88,100	80,200	69,500					
97,100	90,700	90,300	82,300	70,900					
99,400	93,000	92,500	84,400						
101,500	95,200	94,700	86,500						
103,300	97,400	96,900	88,600						
	99,100	98,500	90,200						

官職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、第十九項を削り、以下二項ずつ繰り上げる。

(防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九項から附則第十六項までを削り、附則第十七項中「指定職甲欄適用職員」を「新法第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十八項を附則第十項とする。

附則

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

3 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項及び附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額に相当する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

4 切替日の前日において防衛庁職員給与法別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第八の乙欄又は防衛庁職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額等を基準として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が一般職給与法別表第五イの一等級又は同法別表第六の一等級若しくは二等級である職員のうち、旧法の規定により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額が附則別表に掲げられている職員の切替日における俸給月額は、それぞれの者が受けていた俸給月額に相当する同表に定める俸給月額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

6 附則第三項及び前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五條第三項において準用する一般職給与法第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間には、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

8 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第

別表第二 自衛官俸給表

階級 号俸	陸海空			将	陸海空	1等陸海空	2等陸海空	3等陸海空	1等陸海空
	俸給月額			将	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙	補					
1	280,000	168,000	136,600	補	116,600	97,100	82,200		63,700
2	300,000	186,000	143,000	将	121,600	101,700	85,600	78,400	66,800
3	320,000	204,000	149,500		126,600	106,500	89,200	81,800	70,000
4	340,000	222,000	156,000		131,500	111,400	92,800	85,300	73,200
5	360,000	240,000	162,600		136,500	116,400	96,400	88,800	76,500
6	380,000	260,000	169,100		141,500	121,400	100,000	92,300	79,800
7		280,000	175,600		146,500	126,400	103,900	95,700	83,100
8			182,100		150,900	131,300	107,700	99,100	86,400
9			188,600		154,600	136,200	111,500	102,500	89,700
10			193,400		157,800	140,600	115,300	105,800	93,000
11			197,200		160,700	144,900	119,100	109,100	96,300
12			200,900		163,500	148,400	122,900	112,000	99,600
13					166,200	151,400	126,500	114,700	102,900
14					168,900	153,900	130,000	117,400	105,400
15						156,400	133,400	120,000	107,900
16							136,800	122,500	110,400
17							139,300	124,600	112,300
18							141,800	126,700	114,200
19							144,300	128,600	116,100
20							146,800	130,500	
21							149,200	132,400	
22							151,600		

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の

号。以下「一般職給与改正法」という。

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額等は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

11 新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五の規定は、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の四の規定による調整手当て切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

12 切替日から施行日の前日までの間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員に対する新法第十四

条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二の規定による特勤勤務手当の額については、一般職給与改正法附則第十項の規定の例による。

13 平均給与額計算の基礎となる給与の経過措置(昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る新法第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「調整手当て」とあるのは「調整手当て(防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第五十五号)号。以下「昭和四十五年改正法」という。)による改正前の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五十五号)又は防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の規定による暫定手当てを含む。」「特勤勤務手当」とあるのは「特勤勤務手当(昭和四十五年改正法による改正前の防衛庁職員給与法第十四条の規定による隔遠地手当を含む。)」とする。

14 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、新法の規定による特勤勤務手当の内払とみなす。

15 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案外二件

附則別表

職務の等級	区分	前月の日給額	
		前月の日給額	前月の日給額
教育職俸給表(一)	1等級	77,440	90,400
	1等級	72,140	89,000
研究職俸給表	1等級	75,510	89,000
	2等級	47,610	60,800
		50,660	60,800

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚二君 たいま議題となりました三件の給与法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の内容は、去る八月の人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与について、

第一に、全俸給表の全俸給月額を平均一〇・七％引き上げること。

第二に、調整手当について、甲地のうち、人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の六から百分の八に引き上げるとともに、医師等については、その在勤する地域の区分にかか

わらず、同率の調整手当を支給すること。

第三に、住居手当を新設し、公務員宿舍の入居者等を除き月額三千円を限度として支給すること。

第四に、六月に支給する期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ〇・一月分ずつ引き上げること。

以上のほか、初任給調整手当、通勤手当、隔遠地手当及び宿日直手当の改定等を行なうとともに、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるものを越える職員の昇給について、当該年齢を越えることとなった日以後における昇給期間を十八カ月または二十四カ月を下らない期間とすることとし、また、暫定手当制度を廃止するための所要の改正を行なうこと等であります。

なお、俸給表等の改定は本年五月一日から実施することとしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の二法案は、一般職給与法の改正に準じて、特別職の職員及び防衛庁の職員の俸給月額等について、それぞれ所要の改正を行なうとするものであります。

なお、今回は内閣総理大臣及び國務大臣等については据え置くこととしております。

審査し、完全実施後の公務員給与体系のあり方、高年齢職員の昇給延滞問題、指定職俸給表の改善

率に関連して今後の下位等級の改善問題、住居手当を公務員宿舍の入居者等に限定した理由、人事院勧告と地方公共団体の人事委員会勧告との関係等のほか、新防衛庁整備計画及び国防の基本方針、非核三原則の問題、在日米軍基地の縮小計画と駐留軍労働者の処遇問題など、広範多岐にわたる防衛問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、一般職給与法改正案は全会一致、特別職給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職給与法改正案に対し、高年齢職員の昇給延滞の実施にあたっては、適切な配慮を加えること等の附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 次は、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、

て、両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案、

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長阿部憲一君。

〔審査報告書は都合により記録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

別表

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条中「三十万円」を「三十八万五千円」に改める。
第十六条を削る。
別表を次のように改める。

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		六六六、五〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		四八三、二〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		四三〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		四〇〇、〇〇〇円
一 号		三八〇、〇〇〇円
二 号		三四〇、〇〇〇円
三 号		三〇〇、〇〇〇円
四 号		二六〇、〇〇〇円
五 号		二二二、〇〇〇円
六 号		二〇四、〇〇〇円
七 号		一七五、〇〇〇円
八 号		一五八、〇〇〇円
一 号		一三三、六〇〇円

判 事 補

二 号	一一八、七〇〇円
三 号	一〇八、〇〇〇円
四 号	九八、八〇〇円
五 号	九〇、〇〇〇円
六 号	八四、〇〇〇円
七 号	七七、六〇〇円
八 号	七三、六〇〇円
九 号	六五、六〇〇円
十 号	六一、一〇〇円
十 一 号	五七、三〇〇円
十 二 号	五四、五〇〇円
一 号	二六〇、〇〇〇円
二 号	二二三、〇〇〇円
三 号	二〇四、〇〇〇円
四 号	一七五、〇〇〇円
五 号	一四一、五〇〇円
六 号	一三三、六〇〇円
七 号	一一八、七〇〇円

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

簡易裁判所判事	
八号	一〇八、〇〇〇円
九号	九八、八〇〇円
十号	九〇、〇〇〇円
十一号	八四、〇〇〇円
十二号	七七、六〇〇円
十三号	七三、六〇〇円
十四号	六五、六〇〇円
十五号	六二、一〇〇円
十六号	五七、三〇〇円
十七号	五四、五〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律第十五条及び別表の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」といふ)から適用する。

2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律別表(以下「改正前の別表」といふ)に掲げる五号又は六号の報酬を受ける判事及び二号又は三号の報酬を受ける簡易裁判所判事の切替日における報酬の号は、切替日の前日においてその者の受ける報酬月額等を基準として、最高裁判所が定める。

3 切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の報酬を受けるに至つた判事及び二号又は三号の報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における報酬の号は、その日において改正前の別表によりその者の受ける報酬月額を基準として、最高裁判所が定める。

4 裁判官が切替日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」の下に、「住居手当」を加える。

別表を次のように改める。

別表		俸給月額
区分	職名	額
区	検事総長	四八三、二〇〇円
	次長検事	三九〇、〇〇〇円
	東京高等検察庁検事長	四〇〇、〇〇〇円
	その他の検事長	三九〇、〇〇〇円
	一 号	三八〇、〇〇〇円
	二 号	三四〇、〇〇〇円
	三 号	三〇〇、〇〇〇円
分	四 号	二六〇、〇〇〇円
	五 号	二二二、〇〇〇円
	六 号	二〇四、〇〇〇円
	七 号	一七五、〇〇〇円

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

		検 事															
五	四	三	二	一	二	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	九	八
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
一〇八、〇〇〇円	一一八、七〇〇円	一三三、六〇〇円	一四一、五〇〇円	一七五、〇〇〇円	五四、五〇〇円	五七、三〇〇円	六二、一〇〇円	六五、六〇〇円	七三、六〇〇円	七七、六〇〇円	八四、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九八、八〇〇円	一〇八、〇〇〇円	一一八、七〇〇円	一三三、六〇〇円	一五八、〇〇〇円

		副 検 事										
		十	十	十	十	十	十	九	八	七	六	
		六	五	四	三	二	一	号	号	号	号	
		四六、五〇〇円	五〇、一〇〇円	五四、五〇〇円	五七、三〇〇円	六二、一〇〇円	六五、六〇〇円	七三、六〇〇円	七七、六〇〇円	八四、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九八、八〇〇円

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
 第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。
 附則第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とする。
 (検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
 第三条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百五十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附 則
 1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)から適用する。
 2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の俸給を受ける検事の切替日における俸給の号は、切替日の前日においてその者を受ける俸給月額等を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。
 3 切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の俸給

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号

議事日程追加の件 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

一三三

を受けるに至つた検事のその受けるに至つた日における俸給の号は、その日において改正前の別表によりその受ける俸給月額を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。

4 検察官が切替日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 たいま議題となりました二法案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

これらの法律案は、最高裁判所裁判官以外の裁判官の報酬及び検事総長以外の検察官の俸給を特別職の職員及び一般の政府職員の例に準じて改善しようとするものであります。

委員会においては、質疑を終了し、討論には別に発言もなく、順次、採決の結果、右二法案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長長山内一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月十一日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律

(昭和四十五年度分の地方交付税の特例)

第一条 昭和四十五年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」といふ。)附則第八項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に五百五十億円を加算した額とする。

2 昭和四十五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法附則第八項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する

額に五百五十億円を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。

3 昭和四十五年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用	
一 警察費	1 警察費	警察職員数	一人につき 一、七〇〇、〇〇〇円	
	二 土木費	1 道路橋りょう	一平方メートルにつき	六〇五
		2 河川費	河川の延長	一メートルにつき 一八四
	3 港湾費	(1) 經常経費	河川の延長	一メートルにつき 一四〇〇
		(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき 五、三三〇
	4 その他の土木費	(1) 經常経費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき 二、〇〇〇
		(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 二二六〇
	二 教育費	(1) 經常経費	人口	一人につき 一〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき 六四七〇
	三 教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき 七六〇、二四〇
2 中学校費		教職員数	一人につき 七三二、三三〇	

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

道府県		道府県		
五 産業経済費	3 高等学校費	学校数	一枚につき	
	(1) 經常経費	教職員数	一人につき	
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき	
	四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき
		2 社会福祉費	人口	一人につき
		(1) 經常経費	人口	一人につき
		(2) 投資的経費	人口	一人につき
	3 衛生費	人口	一人につき	
	4 労働費	工場事業場労働者数 失業者数	一人につき	一人につき
1 農業行政費	(1) 經常経費	農家数	一人につき	
	(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	
	2 林野行政費	(1) 經常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき
		(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき
3 水産行政費	(1) 經常経費	水産業者数	一人につき	
	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	
4 商工行政費	(1) 經常経費	商工業の従業者数	一人につき	
	(2) 投資的経費	商工業の従業者数	一人につき	
六 その他の行政費		道府県税の税額	千円につき	
1 徴税費		道府県税の税額	千円につき	
2 恩給費		恩給受給権者数	一人につき	
3 その他の諸費		人口	一人につき	
(1) 經常経費		人口	一人につき	
(2) 投資的経費		面積	一平方キロメートルにつき	
七 災害復旧費		災害復旧事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	
八 特定債償還費		公共事業費等特定の事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	
九 特別事業債償還費		公共事業費等特定の事業費の財源に充てられたため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	
一 消防費		人口	一人につき	
二 土木費		人口	一人につき	
1 道路橋りょう費		道路の面積	一平方メートルにつき	
(1) 經常経費		道路の延長	一メートルにつき	
(2) 投資的経費		道路の延長	一メートルにつき	
2 港湾費		港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	
(1) 經常経費		港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	
(2) 投資的経費		港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

3 都市計画費		(1) 經常経費	都市計画区域における人口	一人につき	九三〇〇
		(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	二二〇〇〇
4 下水道費		(1) 經常経費	人口集中地区人口	一人につき	二五〇〇
		(2) 投資的経費	人口集中地区人口	一人につき	一六四〇〇
5 その他の土木費		(1) 經常経費	人口	一人につき	一四三〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	八五〇〇
三 教育費		1 小学校費	児童数	一人につき	五、九七〇〇〇
		(1) 經常経費	学級数	一学級につき	一三一、九〇〇〇〇
		(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一、二四〇、〇〇〇〇〇
		(1) 經常経費	学級数	一学級につき	八〇、〇〇〇〇〇
		(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一、一五二、六〇〇〇〇
		(1) 經常経費	生徒数	一人につき	四、五五〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、三四五、〇〇〇〇〇
3 高等学校費		(1) 經常経費	教職員数	一人につき	一、二九六、九〇〇〇〇
		(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	九、五六〇〇〇
4 その他の教育費		(1) 經常経費	人口	一人につき	七九八〇〇

四 厚生労働費		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五〇〇〇
1 生活保護費		(1) 經常経費	市部人口	一人につき	七六四〇〇
2 社会福祉費		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三三四〇〇
3 保健衛生費		(1) 經常経費	人口	一人につき	五二〇〇〇
4 清掃費		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三一〇〇〇
5 労働費		(1) 經常経費	人口	一人につき	七〇五〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	八〇〇〇〇
五 産業経済費		(1) 經常経費	失業者数	一人につき	一四四、一〇〇〇〇
1 農業行政費		(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	七、二〇〇〇〇
		(1) 經常経費	農家数	一戸につき	三、〇〇〇〇〇
		(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	三、〇〇〇〇〇
2 商工行政費		(1) 經常経費	商工業の従業者数	一人につき	六四一〇〇
3 その他の産業経済費		(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	四、一〇〇〇〇
		(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、〇〇〇〇〇
		(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、〇〇〇〇〇
六 その他の行政費		(1) 經常経費	市町村税の税額	千円につき	一一一〇〇
1 徴税費		(2) 投資的経費	本籍人口	一人につき	一一〇〇〇
2 戸籍費		(1) 經常経費	世帯数	一世帯につき	五二四〇〇
3 住民基本台帳費		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、八〇二〇〇
4 その他の諸費		(1) 經常経費	人口	一人につき	一、八〇二〇〇

(2) 投資的経費		面積	人口	面積
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	一人につき	五〇、〇〇〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	一人につき	九五〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	一人につき	二五〇〇〇
十 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一人につき	八〇〇〇〇
				一一三二〇〇

(昭和四十六年度分の地方交付税の特例)
 第二条 昭和四十六年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、法附則第九項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から五百五十億円を減額した額とする。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 法附則第八項の規定により算定した昭和四十五年分として交付すべき地方交付税の総額が増加することとなつた場合において、その増加額の百分の九十四に相当する額が五百五十億円未満であるときは、第一条第一項及び第二項並びに第二条中「五百五十億円」とあるのは、「五百五十億円から法附則第八項の規定により算定した昭和四十五年度分として交付すべき地方交付税が増加することとなつた場合におけるその増加額の百分の九十四に相当する額を控除した額」とし、その増加額の百分の九十四に相当する額が五百五十億円以上であるときは、これらの規定は、その増加することとなつた日にその効力を失ふものとする。
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第十三項中「昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第...

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の一部を改正する法律案

七十七号)を「昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第...号)」に改める。
 附則第十四項中「昭和四十四年度」を「昭和四十五年」に改める。

〔山内一郎君登壇、拍手〕

○山内一郎君 たいだいま議題となりました昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、国家公務員の給与改定に準じて行なわれる地方公務員の給与改定の財源を地方団体に付与するため、昭和四十五年分限り、交付税及び譲与税配付金特別会計において五百五十億円を借り入れて地方交付税の総額に加算し、普通交付税の額の算定に用いる単位費用について特例を設けることとするほか、この借入れ金を昭和四十六年度において全額償還することとする等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終わりに、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とする。

とに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。ます、委員長の報告を求めます。議院運営委員長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案
 右の本院提出案をここに送付する。
 昭和四十五年十二月十五日
 衆議院議長 船田 中
 参議院議長 重宗 雄三殿
 衆議院事務総長 知野 虎雄

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正) 改正)

第一条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十八号)の二部を次のように改正する。

第二条を第二条の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

(住居手当)

第二条 自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額三千円をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ)を支払っている国会議員の秘書(両議院の議長が協議して定める国会議員の秘書を除く)は、その家賃の額と三千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が三千円をこえるときは三千円とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる)の月額の住居手当を受ける。

第四条第二項中(十二月一日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額については、次に掲げ

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号 国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案

る割合に五分の六を乗じて得た割合」を削り、「百分の五十」を「百分の六十」に、「百分の四十」を「百分の四十八」に、「百分の三十」を「百分の三十六」に、「百分の十五」を「百分の十八」に改める。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十一条の三第二項第一号に掲げる割合を」第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署に係る同号に掲げる割合」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

(給料等の内払)

2 改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づいて昭和四十五年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十五年度において約六千六百万円の見込みである。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 たいま議題となりました法律案は、今回の政府職員給与改定に伴い、国会議員の秘書に対しても、月額最高三千円の範囲内

で住居手当を支給するとともに、六月に支給する勤勉手当の額を〇・一カ月分増額して〇・六カ月分とするほか、秘書の給料額に含まれている調整手当相当額についての規定を整備しようとするものであります。

以上が本法律案の内容であります。委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午後六時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長	重宗 雄三君
副議長	安井 謙君
議員	原田 立君 峯山 昭範君
	喜屋武眞榮君 山田 勇君
	青島 幸男君 塩田 啓典君
	藤原 房雄君 萩原幽香子君
	山高しげり君 市川 房枝君
	三木 忠雄君 内田 善利君
	中尾 辰義君 中沢伊登子君
	高橋雄之助君 内藤菅三郎君
	矢追 秀彦君 阿部 憲一君

浅井 亨君	宮崎 正義君	高橋文五郎君	岩動 道行君
松下 正寿君	小林 章君	河口 陽一君	田村 賢作君
楠 正俊君	奥村 悦造君	近藤英一郎君	船田 謙君
上林繁次郎君	田代富士男君	大竹平八郎君	大谷藤之助君
多田 省吾君	田淵 哲也君	柴田 栄君	堀本 宜実君
片山 武夫君	伊藤 五郎君	津島 文治君	植木 光教君
後藤 義隆君	沢田 実君	鍋島 直紹君	青柳 秀夫君
渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君	小枝 一雄君	山下 春江君
柏原 ヤス君	向井 長年君	前田佳都男君	平島 敏夫君
高山 恒雄君	梶原 茂嘉君	森 八三二君	徳永 正利君
横山 フク君	山田 徹一君	木内 四郎君	新谷寅三郎君
二宮 文造君	白木義一郎君	河野 謙三君	古池 信三君
小平 芳平君	村尾 重雄君	初村瀧一郎君	内田 芳郎君
小山邦太郎君	植竹 春彦君	菅野 儀作君	土屋 義彦君
山崎 五郎君	山崎 竜男君	高田 浩運君	玉置 猛夫君
山本敬三郎君	若林 正武君	大松 博文君	鈴木 省吾君
渡辺一太郎君	矢野 登君	小林 国司君	山本茂一郎君
安田 隆明君	増田 盛君	林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君
長屋 茂君	永野 鎮雄君	佐田 一郎君	大森 久司君
中山 太郎君	西村 尚治君	和田 鶴一君	中村喜四郎君
八田 一朗君	平泉 涉君	玉置 和郎君	二木 謙吾君
柳田桃太郎君	山内 一郎君	長谷川 仁君	鹿島 俊雄君
佐藤 隆君	岡本 悟君	丸茂 重貞君	木村 睦男君

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号

青田源太郎君	井川 伊平君
金丸 富夫君	櫻井 志郎君
田中 茂穂君	江藤 智君
劍木 亨弘君	白井 勇君
山本 利壽君	田口長治郎君
三木與吉郎君	平井 太郎君
石原幹市郎君	吉武 恵市君
那 祐一君	重政 庸徳君
高橋 衛君	藤田 正明君
宮崎 正雄君	稲嶺 一郎君
久次米健太郎君	亀井 善彰君
星野 重次君	上田 哲君
和田 静夫君	松本 英一君
石原慎太郎君	上田 稔君
長田 裕二君	安永 英雄君
竹田 四郎君	杉原 一雄君
栗原 祐幸君	熊谷太三郎君
川上 為治君	温水 三郎君
小野 明君	森 勝治君
中村 波男君	谷口 慶吉君
米田 正文君	木島 義夫君
西村 興一君	小林 武治君
塚田十一郎君	鈴木 強君

小柳 勇君	斎藤 昇君
塩見 俊二君	増原 恵吉君
赤間 文三君	近藤 信一君
加瀬 完君	大和 与一君
阿具根 登君	須藤 五郎君
渡辺 武君	小笠原貞子君
野坂 参三君	春日 正一君
河田 賢治君	岩間 正男君
達田 龍彦君	前川 且君
戸田 菊雄君	竹田 現照君
山崎 昇君	村田 秀三君
大橋 和孝君	田中寿美子君
沢田 政治君	松井 誠君
瀬谷 英行君	吉田忠三郎君
松本 賢一君	千葉千代世君
山本伊三郎君	武内 五郎君
北村 暢君	横川 正市君
矢山 有作君	中村 英男君
久保 等君	永岡 光治君
藤田 進君	亀田 得治君
松澤 兼人君	大矢 正君
足鹿 覺君	成瀬 橋治君
田中 一君	加藤シツエ君

國務大臣

羽生 三七君

法務大臣	小林 武治君
外務大臣	愛知 揆一君
自治大臣	秋田 大助君
國務大臣	佐藤 一郎君
國務大臣	中曾根康弘君
國務大臣	山中 貞則君

第五号中正誤

一 段行 誤
 九 四 七 財源を
 九 四 四 七 財源を
 七 九 月 財源と
 正

昭和四十五年十二月十七日 参議院會議録第六号

一三八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定 一 部 四 十 円
(送料共)

発 行 所

東京都港区赤坂妻町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四二(六代)